

## 仁愛女子短期大学公的研究費等不正防止計画

### (目的)

第1条 不正防止計画は、仁愛女子短期大学（以下「本学」という。）における公的研究費等の適正管理を確保し、不正使用等を防止することを目的とする。

### (不正防止計画の趣旨)

第2条 不正防止計画は、本学における公的研究費等の管理に係る実態の把握及び検証結果に基づき、不正を発生させる要因に対し本学が優先的に取り組むべき事項を、最高管理責任者が定める不正防止対策の基本方針に沿って、具体的に定めるものとする。

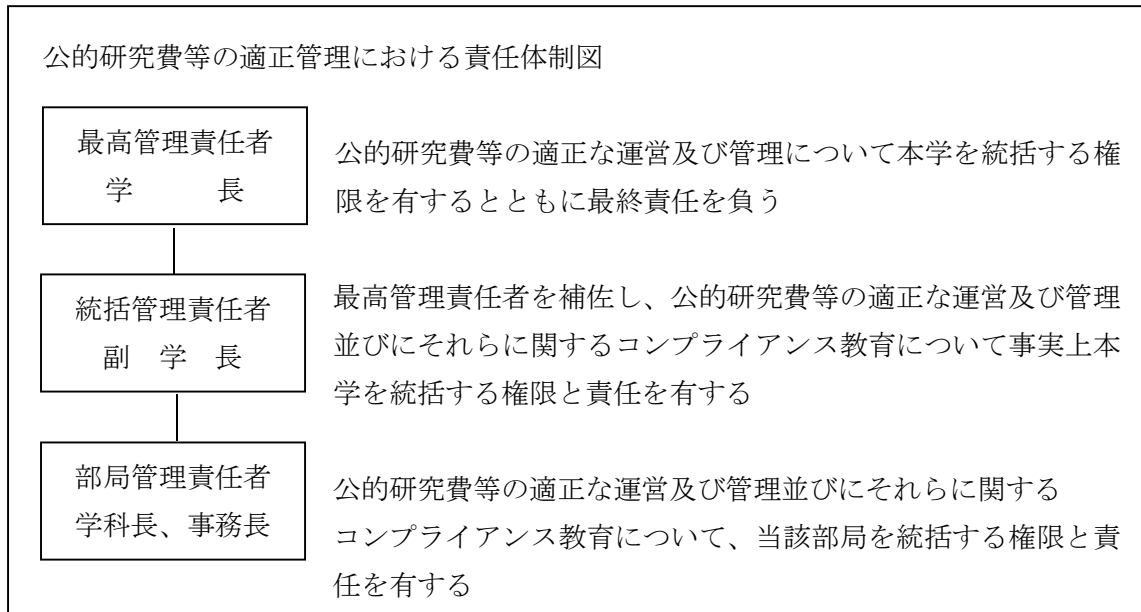
### (教職員等の行動規範等)

第3条 教員等の研究者は、次の行動規範に従って行動するものとする。

- 一 研究従事者としての誇りを持ち、その使命を自覚する。
  - 二 公的研究費等の不正使用を行わない。
  - 三 公的研究費等の不正使用に加担しない。
  - 四 周囲の者に対して、公的研究費等の不正使用をさせない。
  - 五 公的研究費等の不正使用を黙秘しない。
- 2 公的研究費等を取り扱う職員等は、次の行動規範に従って行動するものとする。
- 一 規程及び不正防止計画を理解し研究者に周知する。
  - 二 周囲の者に対して、公的研究費等の不正使用をさせない。
  - 三 公的研究費等の不正使用を黙認しない。
- 3 教職員等は、公的研究費等の使用に係る規程の遵守について、仁愛女子短期大学における公的研究費等の不正使用等防止に関する規程（以下「不正使用等防止規程」という。）第7条3項に定める誓約書を自署により最高責任者に提出するものとする。
- 4 本学の教職員等は、前項で定める誓約書の提出が統括責任者が定める期日までにない場合は、公的研究費等の運営・管理に関わるできない。
- 5 本学の教職員等が公的研究費等の不正使用を行った場合は、処分等を行う。また、学内研究費等についても一定期間停止することがある。
- 6 本学の教職員等が公的研究費等の不正使用に加担もしくは黙認した場合は、処分等を行う。また、公的研究費等についても一定期間停止することがある。
- 7 不正防止対策の不徹底により教職員等が公的研究費等の不正使用をおこなった場合及び加担もしくは黙認した場合は、部局管理責任者などにも処分等を行うことがある。

### (不正防止計画の実施責任)

第4条 公的研究費等の適正管理における責任体制は、不正使用等防止規程第3条ないし第5条に定めるところによる。



2 不正防止計画の実施責任については、不正使用等防止規程第4条、第6条、第19条に定めるところによる。

(周知)

第5条 部局管理責任者は、関係規程及び不正防止計画および使用ルール等を、当該部局の教職員等に周知しなければならない。

(モニタリング等)

第6条 防止計画推進部署は、公的研究費等の適正管理に係る実態の把握及び検証を行うため、全学的な公的研究費等の適正な管理の観点から、モニタリングを行う。

2 モニタリングにより、部局において把握された課題について情報共有し、不正防止計画の改善や内部監査に活用する。

(不正を発生させる要因に対する不正防止計画)

第7条 不正を発生させる要因に対する不正防止計画及び当該不正防止計画を実施するための具体的な行動を下記のとおり定める。

不正を発生させる要因の把握および適正管理のための環境の整備 (別表1)

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、代表教授会の決議を経て、学長が行うものとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

## 不正を発生させる要因の把握および適正管理のための環境の整備

発生する不正リスク	不正の発生要因	対応する不正防止計画	具体的行動
資金等の不適正使用・管理	使用ルール、規程等の理解不足	使用ルール、規程等の周知	コンプライアンス教育の強化、研究者への個別指導、学内ネットワークでの周知を行う。
	不明瞭な責任体制	責任体制の明確化	
	運営・管理状況の把握不十分	運営・管理状況の定期的な把握	支出伺書・命令書を最高管理責任者、統括管理責任者、部局管理責任者、学科長、研究活動委員長にも回覧決裁を行う。また、モニタリング等により、定期的に運営・管理状況を把握する。
	情報共有の停滞	関係者間の適切な情報共有	学内ネットワークでの情報共有を行い、必要に応じて研究者に対し説明会を実施する。
	法令遵守意識の低下	法令遵守意識の向上	周知した使用ルール、関連規程等について、遵守する誓約書(別紙2)を提出させる。提出されるまで、支払業務は行わない。
年度を越えて資金を使用するための「預け金」	経費執行の年度末集中	早期・計画的執行の推進	通知等により、早期および計画的執行を啓発するとともに、必要に応じて指導・助言を行う。
	予算の使い切り意識	繰越制度等の周知	公的研究費の種目に応じた制度の周知を行い、繰越制度等の利用促進を促す。
	検収制度への理解不足	検収制度の周知	検収担当の経理課が検収実施の有無を確認する。未済の場合は検収制度の再指導をし、検収が完了するまでは支払業務を行わない。

発生する不正リスク	不正の発生要因	対応する不正防止計画	具体的行動
発注先の集中による「業者との癒着」	発注制度の理解不足	発注制度の周知	採択通知等との手続きと併せ、発注制度について周知する。決められた発注方法以外で納品された物品の支払業務は行わない。(別紙3, 4, 5, 6)
	発注状況の把握が不十分	関係教職員等の情報共有	内部監査等部門及びモニタリング等により、発注状況に疑問が生じた場合、関係者とのヒアリング等を行い、原因分析と対策を講じる。また、内部監査等において、発注記録、検収記録、保管状況等を抽出し、調査する。
			発注書(別紙3)を必ず「支出命令書」に添付し、支払前に発注状況を部局管理責任者まで回覧決裁を行う。
実態のない「カラ謝金」	労働対価との意識が不十分	従事内容の事前説明の徹底	支払前に、成果物や報告書等の添付書類を確認し、本学の規程等に基づき、従事者への対価が適切かどうかを検証する。(伺書にて回覧決裁を行う)
	実態の事後確認が容易でない	事務職員による牽制体制の構築	事務職員が確認を行い、従事者と接触する機会を設ける。内部監査等部門が必要と判断した場合は、従事者との面談を行う。
旅行実態のない旅費および水増し請求	旅費請求手続きの形骸化	旅費請求手続きの周知・徹底	経理課にて証拠書類の確認を行い、不足がある場合は、指導を行う。証拠書類の添付が不十分だと判断された場合は、書類が揃うまで支払業務を行わない。